

地名散歩

第135回 袋町、池袋、鹿手袋、そして美嚢郡

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

都市計画の用語として使われるクルドサック。フランス語のCul-de-sac (キュドサク)は直訳すれば「袋の尻」、つまり袋小路一行き止まりを意味する。特にクルマ社会の住宅地にあってこの袋小路の効用は、関係ない通過交通の侵入を防げることだ。もっとも自動車が巷に溢れてからまだ1世紀ほどで、都市防衛を意識してスムーズに通過させない構造は、日本の近世城下町や宿場町に見られる道路のクランク形状(枡形)など、古くから洋の東西を問わず導入されてきた。

日本ではそんな袋小路にはしばしば「袋町」の名が付けられている。すでに失われたものも含めれば全国に50以上はあるようだ。城下町由来の福岡県柳川市には今も市役所のすぐ東側に袋町があり、江戸期にはその構造からそのまま「袋小路」と呼ばれていたのを明治6

年(1873)に町名としている。新潟県長岡市の袋町も現役で、城郭北東側の武家屋敷地で袋小路があったことから命名されたという。

富山市、金沢市、仙台市、甲府市など、かつて存在したものが戦後の住居表示の実施などで消えたものも多い。『角川日本地名大辞典』でざっと調べた限りでは、由来を記しているものの大半が袋小路に由来するとしている。現在の東京都23区にもいくつかの袋町があり(新宿区牛込の袋町は健在)、このうちJR御茶ノ水駅近くにあった駿河台袋町は昭和8年(1933)から神田駿河台の一部となっている。「とちの木通り」の両側で、明治大学のキャンパスを一部含む場所だ。現在ではアテネフランセの先で水道橋へ抜けられるのだが、江戸時代にはそこが行き止まりだったという。

袋小路由来でない袋町もあった。長崎市の



春日部市の新方袋は袋状になった古隅田川の河道の内側。青く帯状に示された旧河道は宅地化された。「地理院地図」の地形分類モード(自然地形)による。黄色は自然堤防。



長崎電気軌道の酒屋町電停のひとつ南側の通りが今はなき袋町。すぐ右手には袋橋、その上流側には眼鏡橋も見える。聖文社出版部「長崎市街地図」昭和2年(1927)発行

有名な観光地である眼鏡橋のひとつ下流側に架かる袋橋の西詰にあった袋町は昭和38年(1963)まで存在したが、『角川』によれば「袋屋・足袋屋が多く居住していたことに由来するとみられる」とある。現在は他の2町と合併して栄町となっているが、すぐ対岸の銀屋町と東古川町は平成19年(2007)に41年ぶりに復活を遂げていることでもあり、戦後の一時期に見られた安易な町名統合の愚を改めるべく、ここも蘇ってくれるだろうか。「住居表示法」による住居表示を一切実施しなかった京都市には、下京区に足袋屋町(綾小路通寺町西入)があり、文字通り足袋製造に由来する。

袋の付く地名として最も有名なものは東京の池袋であろう。戦国時代から文献に見える地名で、前出の『角川』に紹介された中では「村の東北方に水田があり、そのあたりが窪地になっていて、地形が袋のようであったから」(出典：『新編武蔵風土記稿』)とする地形説が最も信憑性が高そうだ。その他の説として挙げられた「昔、亀が池より袋を背負って出てきたからという」(出典：江戸時代の俳人・金子直徳の『若葉の梢』)は、その光景を想像するとコミカルだが、どうにも荒唐無稽すぎる。

平坦地で勾配の緩い川が蛇行し、河道が袋のような形状を描くことは珍しくないので、池袋もその類だろう。密集した市街地に覆われた現在の地図でそのような地形をたどるのは至難の業だが、『新編武蔵風土記稿』の言う「村の東北方」を信じるならば、明治大正期の地形図で水田の中をゆったりと流れている谷端川(現在は暗渠)が細かい蛇行を繰り返していたのを形容したのかもしれない。現在では池袋本町にある下板橋駅の南側だ。ほど近い場所には西武新宿線沼袋駅のある中野区沼袋もあり、ここは妙正寺川が今も大きく蛇行して、典型的な「袋地形」を成している。

袋の地名が目立つのは埼玉県の平野部で、

川越市大袋は入間川の蛇行した旧河道がいくつも認められる地域だ。その入間川が荒川に合流する地点の北側には上老袋、中老袋、下老袋の地名があり、ここも旧河道が大きく蛇行している。東武鉄道の春日部駅から西へ約2kmには新方袋という地名があり、現在は大きな川はないものの、かつては水量の多い隅田川が大きく蛇行する内側であった。ついでながら、その袋地の南側にある南中曽根の集落は自然堤防上にあり、周囲より標高が少し高い。ソネは微高地に特有の地名である。

浦和には東・西・南・北・中・武蔵の付く駅名が揃っていることで有名だが、このうち中浦和駅と武蔵浦和駅に挟まれた地域が鹿手袋だ。この珍しい地名はかつて「しってぶくろ」「ししてぶくろ」と呼ばれていたという。シッテといえばJR南武線の尻手駅に隣接する横浜市鶴見区尻手は、『横浜の町名』(横浜市市民局)によればシッテは「ある地域の後方にある土地」を意味することが記されており、そうであれば旧河道の蛇行がいくつもある鹿手袋も「前方の袋」に対して「後方の袋」と解釈できる。ただしここでは尻手ではなく鹿手の字が当てられたため、後に現代読みに影響されて「しかてぶくろ」に転じたのではないだろうか。ちなみに東武伊勢崎線(スカイツリーライン)の大袋駅は旧大袋村に由来するが、この地名は「大きな蛇行」ではなく、大竹、大道、大林など大の付く村々と袋山村が合併した合成地名だ。

袋には囊という字もある。兵庫県には平成の大合併期まで美囊郡(吉川町のみ)が存在したが、古代から近世までは「みなぎ」と読んだ。さらに古くはこれを「三木」とも表記したこともあり、現在の三木市(かつては美囊郡役所所在地)も同源とする説もある。「土囊」などに用いられるが、「後世三木郡と称するは美囊の難訓を避けたるならん」と明治の地理学者・吉田東伍も『大日本地名辞書』で述べている。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 797
2023 June



表紙写真
「ほっておいて」

第37回写真コンクール
銅賞(自由部門)
田中 聡明●千葉会

父親の愛犬・ハッピーです。
うちのハッピーは、究極のツンデレ。
散歩とおやつ以外は興味がありません。
遊ぼうとおもってもこのごまです。

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために―

第90回 遊休農地を荒廃農地にしないために―土地家屋調査士の方との連携―

日本行政書士会連合会理事(農地・土地利用部門所属) 山口県行政書士会 会長 杉山久美子

07 全国土地家屋調査士政治連盟「第23回定時大会」

09 熊本県土地家屋調査士会 第一回 筆界情報シンポジウム

11 続続 !! 愛しき我が会、我が地元 Vol.112

栃木会／広島会

14 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

15 会務日誌

16 調査士カルテ Map 通信

「ChatGPTに調査士カルテ Mapについて聞いてみた」

17 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

18 令和3～4年度研究所研究報告書について

20 ちょうさし俳壇

21 土地家屋調査士名簿の登録関係

23 令和5年 春の叙勲・黄綬褒章

24 お知らせ

土地家屋調査士2024年オリジナルカレンダー

25 公嘱協会情報 Vol.161

26 日調連

主な発信文書

27 ネットワーク50

島根会／佐賀会

30 2022年度「土地家屋調査士」掲載

索引 2022年4月号(No.783)～2023年3月号(No.794)

34 編集後記

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第90回 遊休農地を荒廃農地にしないために —土地家屋調査士の方との連携—

日本行政書士会連合会理事(農地・土地利用部門所属) 山口県行政書士会 会長 杉山久美子

私たち行政書士は全国に5万人強(法人含む。)の会員を有していますが、そのうち都市部では農地が少ないことから、農地に関する業務を行う者は少なく、都市部でも郊外や地方の単位会に所属している会員が主に取り扱っております。

農地に関する業務は、農地を護る場合(農地法第3条許可申請や中山間の直接支払制度に関連するもの、認定新規就農者制度に関する新規就農者の支援等)と農地を別の形で利用する場合(農地法第5条許可申請、農用地区域からの除外申請等)があります。

今年の4月からは農地法第3条の許可申請では権利取得の条件であった下限面積が撤廃されました。これは農業従事者が著しく減少する中、新たに就農しようとする人でそもそも農地を持っていない人でも、農地の取得ができるようにし、様々な人材が就農する機会を作るための施策なのです。もちろん、農業を行うことは大前提ですから、農業従事日数などの変更はありません。

今までも条例等で、空き家と同時に農地を取得する場合には特例的に少ない面積の農地の取得もできていましたが、あくまでも特例でしたので、この施策はかなり踏み込んだものと言えるでしょう。これで一定数の遊休農地、ひいては荒廃農地を抑制することも期待できると考えます。

私も農地はとても重要な国土という財産だと思っています。「食」は人間が生きていく上で一番重要な要素です。それを生み出す農業、そして農地も「食」にとって必要不可欠なパーツです。特に安心して食することができる食料も重要です。食料自給率の低下が止まらず、先進国の中でも日本の自給率(カロリーベース)は最低水準となっています。国も様々な助成金や補助金を用意し就農者や農業従事者の支援を行っていますが、それでも、10年後に既存の農地が農地として管理されていると想定されるパー

センテージは芳しくないのが現状です。

それは取りも直さず、農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな要因です。それを解消するためには、荒廃していない農地を荒廃する前に集約し、それを農地として管理するものを見つけて、あるいは創設して任せることです。実際、担い手となりうる年齢の農業従事者がいる地域では、それらの人が構成員となって農地所有適格法人を立ち上げたり、他業種の会社が農業を行ったりしている農業法人の例も数多くあります。

また集約された農地でスマート農業を行っている例もあり、出来るだけ労力を省き、人手をかけずに生産性を上げることに成功しています。

ただ、それも全体から見れば、決して多くはないのです。私の暮らす限界集落では、そもそも人がいません。中山間の直接支払制度も途中でやめてしまう例も多々あります。

農地を集約しようにも、離れた場所に棚田があったり、段々畑であったりでは出来ません。面倒を見てくれる農業法人もありません。地理的な負の条件が大きく、国の支援策も届かないのです。

それでも農用地区域の縛りは旧態依然として残っています。現況はすでに農地の態を為していないところでも、荒廃した山林のようになっていてもです。

過去には金銭的な助成を受けて整えられ、きちんと管理され収穫もあった面影などみじんもない農地、時間の流れにともない耕作する者もなくなり、ただ取り残されて荒れ果てた農地にも指定がかけられたままなのです。

先にも申しました通り、農地は本当に重要な国土という認識に変わりはありません。

しかし、現状、農地という地目であっても、

- ① 農地としての活用が見込めるもの(現状のまま、あるいは修復後)

② 農地としての利用は手を加えれば可能であるが、その担い手は皆無である。

ただし、農地以外であれば利用及び管理するものが見込めるもの

③すでに荒廃し、農地としての利用も不可能であり、当然管理者も見込めないものに分類することができます。

当然①は、農地として護られるべき国土で、ランクAとなるものです。地図をカラーリングするならグリーンでしょうか。

②は、もし担い手の確保ができれば、①に準ずる農地に該当します。しかし逆に、担い手の確保ができない場合は農地以外の国土として護る術を真剣に検討すべきものになります。

そして最後に③ですが、これは農地という地目自体に見切りをつけて出来るだけ管理のいらぬ方法で生きてもらう国土、にすべきものだと考えます。

土地家屋調査士の方は土地について、それも現場・現況に強い専門家です。行政書士は行政手続及び権利義務に関する書類の作成の専門家ということを前提として、今回私が土地家屋調査士の方との連携を申し上げたいのは、上記②と③の場合です。

②の場合、担い手さえ見つければ農地としての活用の道も残っていますし、見つからなければ、農地以外のものとしての活用が見込めます。

そこで、

㊦ 担い手の範囲を拡大する方法

④ 農地以外の地目で活用を模索する
この2パターンに分けて考えます。

㊦について、近隣では担い手が見つからない場合、遠方の人で就農を希望する人がいる場合もあります。しかし、度々現地に足を運ぶということが難しいという現状もあり、途中で頓挫する場合も多いのです。そこで、現場に強い土地家屋調査士の方が中心となって、新規就農希望者に対し、農地の様子をタブレット端末で見せながら、現地で説明をしてもらい、実際の土地の様子、境界や道路、水路などについても様々な角度からの映像を見せてもらい、説明をしたり質問を受けたりしてもらいます。さらに、近隣で農業を営む先輩農業者にもタブレットから、実際の現地での農業についても作付けや収穫、集荷などについてのアドバイスがあれば、現地に来る回数を減らすことができ、就農までの時間とコストの削減と同時に不安等の解消にも効果があると考えます。そして、補助金や支援金などの様々な許可申請は行政書士がアシストします。

これ等の支援があれば、きっと新規就農者にとっては頼れる後押しになるはずです。

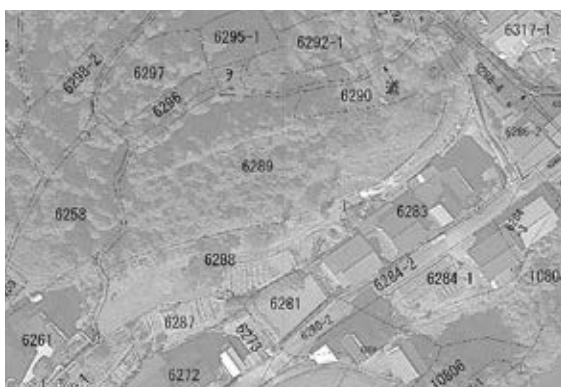
④の場合については、まずは農地法第5条申請をして、農地を農地以外のものとして活かすことになります。この場合も㊦の場合同様、遠隔地に居住する人が取得を希望される場合もあります。ここでも現場に精通した土地家屋調査士の方がその土地について、隣地との境界の状況や現況などについての的確な説明をすれば、状況がよく理解でき、購入や譲受についてより具体的に検討できるはずです。㊦の場合もですが、土地家屋調査士の方が公図とGoogleなどの空中写真を上手く重ね合わせて、現地で確認



(土地改良により整備された農地の一団地)



(遊休農地)



(公図と空中写真との合成図例)

するよりはるかに精度の高い、当事者にわかりやすい図面を作成する技を使われるのも拝見することがありますが、これも効果的だと感じています。

そして、購入や譲受が確定すれば、許可手続は行政書士が行います。

もう1つ、④の場合で、農用地区域の指定を受けている場合があります。すでに農地としては機能していない、管理する者もない農地であって指定が解除されていないものです。この指定が解除できれば、遠隔地の方が購入する場合の連携は同様です。

しかしこの解除が厄介なのです。農業委員会は、農地を護る立場の組織ですから、現状が荒廃していても、中々解除には消極的です。守るべき農地面積というのも毎年、都道府県ごとに定められていますから、難しい面もあるのも事実です。

ただ、そうだからといって、農用地区域の影も形もないところをいつまでもそのままにしておくことは得策とは言えません。現状に合致するよう、見直しを進めるべきと考えます。そうして、農地以外の国土として生きる道があるなら、是非そうすべきです。

そうでなければ、いずれ荒廃農地として、生きる術のない哀れな国土になってしまうからです。今でも何とか解除できたとして、申請ができるのは年に2回という自治体が多数ですから、解除から農地法の許可が下りるまで、順調に行っても1年は優にかかるでしょう。数か月以内に許可が必須というものには間に合わないのです。空き家もそうですが、荒廃する前に打てる手立てがあるなら、何としても打つべきなのです。農地ではなくなるにせよ、国土として管理・活用されるのであれば絶対に意義があるのです。

その一方で、護るべき価値のある農地は、手厚く護るべきです。農業従事者の人材育成にも経済的な支援含め積極的な支援を行うべきです。そして、農地と担い手をセットにして護るべき農業のすそ野を拡大していく施策を、大胆にやってもらいたいのです。

農業の6次産業化などが進めば、また違った手法で土地家屋調査士の方と行政書士の連携もあると考えます。

最後に③の場合、これは悲しいことですが、お金



(農用地区域内の荒廃農地)



(菜の花の植栽された休耕田)

や時間を投入するのはあまり意味がないと考えます。農地としても、国土としても、今の日本ではどうにもできないのが現状です。こういう農地は速やかに地目変更を済ませ、出来れば針葉樹ではなく、根張りの良い広葉樹を植林して山林とし、地滑りの防止を図りつつ水源を確保するなど、最低限の管理で国土として活かすのが最適でしょう。ここでも地目変更の登記は土地家屋調査士の方の業務ですから、行政書士が非農地証明(条件はありますが)を代理で取った後、地目変更登記をして、ソフトランディングを目指すことになります。地域によっては自治体から非農地通知書を出しているところもありますから、だんだんと見直しも前進し、それにともない土地家屋調査士の方も地目変更登記で貢献されていることと思います。

ここまで、遊休農地(一部荒廃農地)について話してきましたが、農地も土地(国土)ですから、所有者不明土地という観点から見ることできます。今回の民法一部改正では、所有者不明・管理不全土地の管理に特化した新たな財産管理制度が施行され、当該制度の管理人には、土地家屋調査士の方も名前が挙がっておりますので、管理人となった土地の売却も、

裁判所の許可があれば可能となりますから、今回お話ししたような連携も現実味を帯びるかと考えます。

この制度の開始により、土地家屋調査士の方も、今後益々土地についての専門家として多角的な活躍を期待されていると思います。

今や、わが国における諸課題の最大の要因は少子化です。人口が増えないことで、少し乱暴な言い方かもしれませんが、土地や家屋が余ってきたのです。それも使い勝手の悪いところにあるものからです。これを解消することは一朝一夕にはいかない、非常にハードルの高い課題です。私たち国家資格者もこの課題に向けて、ともに連携して臨むべきです。対症療法だけでは、いつか方策が尽きるかもしれません。根治のための原因療法を見つけなければ、遅かれ早かれ日本は危機的状況になってしまいます。そうならないためにも、士業が連携し、 $1+1=2$ ではなく、 10 にも 100 にもなるような結果が出せれば、「士業の連携」というものが大きな課題解決のスキルになると期待します。

国民のためにも、国策の課題解決に向けて、今後も土地家屋調査士の方との連携が大いなる成果となることを祈念しております。

全国土地家屋調査士政治連盟 「第23回定時大会」



令和5年3月14日(火)東京都千代田区平河町の都市センターホテル「オリオン」において、全国土地家屋調査士政治連盟「第23回定時大会」が開催された。

過去2回の定時大会と異なり、今年の開催は全国の会長及び代議員が対面する3年ぶりの通常開催となった。開催に際して司会者からのコロナ禍での感染対策の注意事項がアナウンスされ、出席者は一律にマスク着用であるものの、対面での人との触れ合いに安堵の気持ちが漂い、出席者皆にこやかな笑顔の開会となった。

大会構成員は、全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)役員22名、各単位会政治連盟(以下「各単位調政連」という。)会長・代議員51名の計73名、大会当日の出席者は全調政連役員22名、各単位調政連会長・代議員51名の計73名であった。

大会の始めに椎名会長からの挨拶では、全調政連がこれまで一貫して取り組んできた「土地家屋調査士の社会的、経済的地位の向上を目指し、土地家屋調査士業務のパイの拡大と、適正な報酬体系の実現を取り戻す。」とする活動の実態が報告された。

これによると「2006年における不動産の表示に関する登記申請件数は、全国で634万件であったが2020年は304万件まで減少、収入額にも地域の格差が見られる。これを反映して、最大2万人程度あった土地家屋調査士試験受験者数も4,000人前後まで落ち込む。このため魅力ある業界を取り戻すために、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協

議会(以下「全公連」という。)、全調政連の三会が強い連携を築き、国会での各党議員連盟を通じた政策要望、懸案事項の実現に注力することで、前途に明るい兆しが見えてきた。」とその手応えを更に前進させる強い決意が示された。全公連との連携には「土地家屋調査士業務の公共調達における信頼が一般業務に波及し、業務の拡大、適正な報酬額の確保につながる」有効な手順と捉える説明も補足されている。

続いて、来賓の日調連、岡田会長からは、「改正民法の施行が迫る時流の中で、土地家屋調査士制度を取り巻く環境が大きな変化の渦中にあることを実感する。国民の生活と密接に関係する制度の変革を正しく伝える責務を担う。」として、全調政連との連



椎名会長



岡田会長

携を確認する祝辞を賜り、3年間に及ぶコロナ禍の影響から一步を踏み出す力強い挨拶をいただいた。

同じく来賓の全公連、榊原会長から「かつてない三会の結束が協働している」との熱いメッセージとともに、自身の役員継続を固める決意が語られた。

次に、佐賀調政連の小宮会長が議長に選出され、令和5年度活動・運動報告について、幹事長、各委員会を担当する副会長から説明があり、埼玉調政連からの事前質問を含む質疑応答の後に承認された。

その後、議事に入り、第1号議案「令和4年度収入支出決算報告承認の件」が上程され、会計責任者が説明、監事から監査報告が行われた。質疑応答後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認された。

第2号議案「令和5年度運動方針(案)審議の件」第3号議案「令和5年度収入支出予算(案)審議の件」は

関連があるため、一括上程され、幹事長、会計責任者が提案説明を行った。

質疑応答後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認された。

第4号議案「役員選任の件」が上程され、担当副会長、続いて役員選任管理委員長から説明が行われた。その結果、議長から新会長に千葉調政連、椎名勤会員が宣告された。続いて、副会長、副幹事長、会計責任者、会計責任者職務代理者、監事、予備監事の各候補者を発表し、新会長から指名のあった幹事長、副幹事長とともに議場に諮り可決承認された。

この場で、8期16年間をもって全調政連役員を退任する佐々木健幹事長、高山吉正副会長にねぎらいの拍手が送られ、議長降壇によって定刻どおり大会は終了した。



榊原会長

コロナ禍を経て、顧問、相談役を交え来賓をお迎えした3年ぶりの定時大会は、連日の暖かさが桜のつぼみを膨らませ、年々早まる開花を迎えた桜とともに、ようやく再開された日常生活を祝福するように、会場内を一層華やいで見せてくれました。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
幹事長 久保田英裕

全調政連新役員

	氏 名	所 属 調 政 連	所 属 ブ ロ ッ ク
会 長	椎 名 勤	千 葉	関 東
副 会 長	上 田 尚 彦	神奈川	関 東
	加 藤 幸 男	大 阪	近 畿
	早 川 正 敏	愛 知	中 部
	馬 場 幸 二	鹿児島	九 州
	山 本 明 宏	愛 媛	中国・四国
	北 方 享 一	札 幌	東北・北海道
幹 事 長	久保田 英 裕	千 葉	関 東
副 幹 事 長	堀 越 義 幸	群 馬	関 東
	貫 渡 利 行	奈 良	近 畿
	高 本 茂	富 山	中 部
	当 銘 盛 光	沖 縄	九 州
	賛 川 清	鳥 取	中 国
	田 岡 孝 浩	高 知	四 国
	小 林 昭 雄	青 森	東 北
	杉 村 久 哉	函 館	北 海 道
	三 嶋 裕 之	兵 庫	近 畿
	佐 藤 彰 宣	札 幌	北 海 道
会 計 責 任 者	豊 田 武 文	千 葉	関 東
会計責任者職務代行者	田 中 浩 史	千 葉	関 東
監 事	渡 辺 元	群 馬	関 東
	丸 田 三智雄	石 川	中 部
予 備 監 事	松 本 誠 吾	長 野	関 東

熊本県土地家屋調査士会 第一回 筆界情報シンポジウム



熊本県土地家屋調査士会では、官公庁職員を対象とした「筆界情報シンポジウム」を令和4年11月22日に開催しました。発端は、会員からの相談でした。熊本県内の官公庁で境界確認記録の閲覧請求ができない役所があるので、それを可能にするような交渉はできないかとの内容でした。過去に行った境界確認記録の閲覧等ができないということは、土地家屋調査士が官公庁に納める境界確認記録が活用されておらず、境界確認をする度に違う位置で確認され、同じ境界点でも複数の座標値が付与される可能性があることなど多くの弊害が発生します。これでは、境界確認記録という資源を有効活用できていないということになります。この問題に対応するために、官公庁に開示のお願いをすることは手段の一つではありますが、筆界の専門家として我々が試行錯誤の末たどりついたのが、シンポジウムという形態でした。一度の事業で官公庁の対応が変わるとは思いませんが、継続して行うことによって官公庁の考え方に一石を投じることができるのではないか、官公庁との信頼関係を構築できるのではないかと、シンポジウムを開催するに至りました。シンポジウムは3部構成として、第1部の基調講演には熊本大学法学部長である大日方先生を講師としてお招きし、個人情報についての講演。第2部では具体的事例を挙げて個人情報に該当するかのQ&A。第3部では官公庁職員にあらためて土地家屋調査士を知っていただくために土地家屋調査士の業務について説明をするという、3時間3部構成での開催となりました。

第1部の大日方先生の基調講演の内容を一部抜粋させていただきます。

「プライバシーとは何か」

①個人情報保護の目的はプライバシーの保護である。プライバシーの3要件(私事性・要秘匿性・非公知性)を満たす情報が公開された場合に、民法709条の不法行為に該当すると判断される可能性がある。②プライバシーの意味合いに応じて個人情報の取扱いの厳格度が異なるのではないかと。③固有情報の開示・公表は原則不法行為に該当するが、外延情報(住所、氏名、電話番号等)は同意のない取得、開示は原則禁止。ただし利益衡量による。所持者・提供者間での合理的期待、利用されることが前提であり、適切な取扱いが求められる。④個人情報の保護に関する法律2条1項「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって各号のいずれかに該当す



るものをいう。1号 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

要配慮情報だけでなく、氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど「だれ」であるか特定・識別される可能性のある情報は個人情報である。⑤たとえば一見して個人を識別できなくても他の情報と突き合わせることで個人識別が可能になる記述も個人情報であるとされている。⑥プライバシー保護の為、個人情報は目的を明示し取得、その目的内での利用が求められている。⑦目的外の利用禁止が個人情報保護法17条1項により定められ、個人情報取扱業者は個人情報の取扱いに当たっては利用目的を特定しなければならないとされている。また、本人の同意を得ないで利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。(例外規定は個人情報保護法第18条3)

表現の自由としての「知る権利」

①表現の自由とは憲法21条に規定されている権利である。②表現の自由には、情報開示(公開)を求める権利としての「知る権利」もあると解されている。ただし、知る権利は憲法上抽象的権利なのでその実現には情報公開制度を要する。③一例として、熊本市情報公開条例によると実施機関は文書等の開示の請求があったときは、当該開示請求に係る文書等に不開示情報が記録されている場合を除き、当該開示請求をしたものに対し、当該文書等を開示しなければならない。とあり、開示請求があれば原則開示しなければならない。④上記の不開示情報としては、個人に関する情報であって特定の個人が識別され又は他の情報を照合することにより識別され得るものの。ただし、氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても個人の利益が害される恐れがないと認められる情報である。まとめとして、個人情報を保護する目的はプ

ライシーの保護、平穏な生活の保護として重要であるが、プライバシーの内容を精査せず闇雲に個人情報の取扱いを厳格化すると社会生活において様々な弊害が出てくる。個人情報の保護と活用は適切なバランスが取られるべきであるとして、第1部を締めくくられました。

第2部では登記情報・公図・地積測量図・ゼンリン地図・筆界確認情報は個人情報に該当するのかなどというように、それぞれの具体的な取扱いを講師である大日方先生に質問していくものでした。皆さんは登記情報・ゼンリン地図が個人情報に該当するのかなど明確に答えることができるのでしょうか。答えは「該当する」ということになるのですが、通常業務で個人の特定がなされる可能性がある情報を利用・提供・公開する場合には、個人情報を含まないようにするため、秘匿処理などの加工処置などを検討しなければなりません。

土地家屋調査士の業務では多くの個人情報を取り扱っています。立会証明書・実測図・立会名簿等、どれもが個人を特定する情報を含んでいます。個人情報保護という面から見ればどれも注意して保護すべきものになりますが、我々の持つ情報を集約し、うまく利用することができれば、円滑な実務に繋がるのではないのでしょうか。それにより国民の利便性の向上になることは間違いありません。土地家屋調査士の持つ情報を適法に活用するために、今一度我々は個人情報を取り扱う資格者であることを強く意識して個人情報保護法を学びうまく活用できる専門家とならねばなりません。一度で完成度の高いシンポジウムを開催はできませんが、ノウハウを蓄積しより良い研修会を開催し、土地家屋調査士としての専門知識を高め、官公庁に対しても専門家として対応できることを目指し未来の会員へつなげることを誓い本文を締めくくらせていただきます。

広報員 松村充晃(熊本会)

続

続!!

愛しき我が会、我が地元

Vol. 112

栃木会

『広報部長・次長の宇都宮ミニさんぽ』

栃木県土地家屋調査士会 広報部長 高山 尚彦
広報部次長 大久保 英昭

会員の皆さん、こんにちは。私たち広報部の部長と次長が、桜咲く小雨模様の中、栃木会事務局の近くを散歩しながら紹介します。

栃木会事務局の近くには、若山農場があります。東京ドーム5個分という広大な敷地内に竹林と栗園があります。農場に入園すると蔵を改造したギャラリーで、場内の施設や竹について、またCMや映画のロケ地としても利用されていることなど、動画を見ながら説明をしていただけます。

農場の入り口から真っ直ぐに延びる小径には栗園が広がり、その先には竹林が続きます。

「大久保次長、京都嵐山の「竹林の小径」を思い出しますね。」



(竹の小径)

真竹エリアを過ぎ、孟宗竹エリアになると、ここで伊藤園「おーいお茶」のCMロケがされ、更にその先へ進むと金明孟宗竹エリアです。映画「るろうに剣心 伝説の最期編」のロケ地となっています。

「大久保次長、るろうに剣心の映画観たことありますか？私は映画の題名は知っていますが、観たことがなかったんです。」

「高山部長、私も同じで観たことがないですね。」



(竹林で俳優きどり)

「大久保さん、さっきロケ地の案内で、動画を観ましたよね。朝一番で入園したので、周りに誰もお客さんがいませんよ。ちょっと真似してみませんか。」

「え、私ですか。」

「ほかに、出演する俳優いないでしょう。傘だっ
て持っていることだし。刀に見立ててどう？」

「高山さん、ちょっと恥ずかしいけど、誰もいないからやっちゃいますか。」

「大久保さん、恥ずかしいわりには、結構ノリノリじゃないですか。栃木会の名俳優ですよ。」

農場内には高さ8mのブランコ、野点、空中に浮くハンモックテントでの宿泊や、筍狩り、ブルーベリー摘み、栗拾い、週末のライトアップなど楽しめるようです。

「大久保さん、とても良いところですね。雨でなければ、ハンモックを1時間500円で借りて、気に入った竹林に自由張れるそうですから、そんな過ごし方も良いじゃないですかね。」

「高山さん、次回は是非ライトアップしているときに来てみたいと思います。」

「同感です。」

会員の皆さんに、栃木会事務局のある宇都宮市を紹介したいと思い、朝から夕方まで市内を散歩しましたが、紙面の関係でご紹介できませんでした。ほかに大規模地下空間の大谷資料館(セーラー服と機関銃、翔んで埼玉など多くのロケ地)、地場産業



(大谷資料館)

の大谷石を使った松が峰教会や、餃子通り(街灯が餃子の形をしていますよ)も紹介したかったのですが残念です。また機会があればご案内したいと思います。是非宇都宮に遊びに来てください。



(松が峰教会)



広島会

『初めての出前授業』

広島県土地家屋調査士会 広報部長 竹内 聖哲^{まさのり}

この度、広島会としては初めての試みである出前授業を令和4年12月7日(水)に三原市立大和中学校にて行いました。

以前は広報活動の一環として中学生を招いて土地家屋調査士の業務を2日間にわたって体験してもらうことはしていましたが、こちらから中学校へ出向いての出前授業は初めてのことです。

出前授業を行うこととなった経緯については、数学の出前授業を行いたいと思っていた大和中学校角谷校長先生自ら本会へ依頼があり実現する運びとなりました。我々広報部一同も中学生・高校生へ出前授業を通して生徒たちに土地家屋調査士という職業を知ってもらいたいと思っていたところでしたので、千載一遇のチャンスと捉え、この機会を活かして広島県内の中学校や高校へ出前授業を広げていければと部内で大変盛り上がりしました。

さて、千載一遇のチャンスとはいえ初めての試みなので参考になるものはありません。他会のホーム

ページをいろいろ検索しても今回の授業時間50分ではとても終わらない授業ばかりでした。いや50分どころか担任の先生の挨拶・土地家屋調査士の職業紹介等の時間を差し引けば授業自体は30分にも満たないことに一抹の不安がよぎりました。中学校3年生が習う数学と我々土地家屋調査士の業務がどう絡むのか古い古い記憶を遡りましたが分からず、娘の中学生時代の数学の教科書をひっぱりだして何かないかとページを進めていた時にありました！三平方の定理です。ピタゴラスの定理です。直角三角形において直角を挟んでいる各辺長の二乗を足せば斜辺の辺長が求められるというあれです。職業紹介を私、三平方の定理を使った授業を平木広報副部長が担当することになり、それぞれ内容を詰めていく日々が始まりました。

3回広報部内で打合せを行いリハーサルも1回行い、いよいよ出前授業本番当日を迎えました。当日は生徒たちにTSにも触れてもらいたいと思い準備

しました。設置している時の生徒たちの「見たことはあるけどあれは何？」みたいな視線が印象的でした。

私が担当する職業紹介では、土地家屋調査士は測量の技術者でもあり、不動産登記法や民法などの法律にも関わる魅力のある職業だということを伝え、その後に、広島会が土地家屋調査士制度制定70周年記念事業で行った旧広島陸軍被服支廠三次元データ化の作業風景の動画を流しました。生徒たちは私の話にも静かに耳を傾けてくれ、動画も熱心に見てくれていました。平木広報副部長の担当の授業では、教室の高さを三平方の定理で求めるために実際にTSを使用し測った数値を素に生徒たちに計算してもらいました。三平方の定理はもう少し後に授業で習うらしく戸惑いながらも生徒たちは一生懸命に計算してくれていました。数名の生徒は計算で出た高さが正解かどうかを私に見せに来てくれたりして、真剣に取り組んでくれていると感じました。50分という時間はあっという間で気が付くと終業のチャ

イムが鳴る寸前でした。

出前授業を終えて広報部一同としては、すごくやりがいや達成感を感じ、また不動産を所有している方への広報も大切なことですが、中学生や高校生に対しても土地家屋調査士という職業名・業務内容を知っていただくことも大切なことだと思いました。

今後も広島会広報部としては、無料相談会や今回のような出前授業を積極的に行い土地家屋調査士という職業を今より広めていきたいと思っています。また我々土地家屋調査士一人一人も日常業務での業務態度や言葉使いも一つの広報活動だと思って業務に当たってもらいたいと思っています。

最後に、出前授業を依頼してくれました角谷校長先生・日頃連絡を取り合ってくれた担当の神鳥先生・授業を円滑に進めていただいた担任の向井先生、そして静かにまた積極的に授業に参加していただいた大和中学校3年A組の生徒の皆さん、ありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



4月16日
～5月15日

新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変更となり、水道橋の街にも以前の賑わいと活気が戻りつつあるような風を感じています。そんな中、今年は久しぶりに全国の土地家屋調査士会総会が対面での開催を準備しています。全国の仲間の皆さんの声を直接聴く機会に飢えていた私は13か所の単位会総会にお邪魔させていただきます。本当は50会全ての総会に伺いたいところですが、日程の重複等もあって叶わないことをお許しください。総会に限らず、連合会長は気難しかったり、説教を始めたりしないので、見掛けたらお気軽に話し掛けていただければ幸いです。

4月

19日 第1回正副会長会議

令和5年度最初の常任理事会を開催するに当たり、正副会長会議を招集し、懸案事項等の整理と確認を行う。

19、20日 第1回常任理事会

新年度を迎えて気持ちも新たに常任理事会を開催。昨年度からの継続事業の他、令和5年度の事業方針、予算等を中心に議論を展開したところである。

20日 第1回監査会

常任理事会に引き続き、監査会に臨む。令和4年度の事業全体につき監事から意見をいただくとともに、各部の事業に関しても担当副会長、部長を交えて多様な監査意見を頂戴したところである。貴重な提言を新年度の事業に反映しなければならない。

24日 衆議院議員小宮山泰子「未来政策フォーラム 昼食勉強会」

立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟において幹事長を務めていただいている、小宮山泰子議員（埼玉7区）のセミナーに出席。この日は、愛知県蒲郡市長の後、衆議院議員そして総務副大臣を務められた鈴木克昌先生のお話を拝聴した。

26日 斉藤鉄夫衆議院議員「斉藤鉄夫を囲む懇談会」

現職の国土交通大臣である斉藤鉄夫議員（広島3区）を囲む懇談会に出席。議員の地元である広島での活動とともに国政報告を拝聴した。

5月

1日 三者打合せ（狭あい道路解消に向けた取組等について）

今期、全調政連、全公連と共に推進してきた狭あい道路解消に向けた土地家屋調査士としての取組に関しての打合せ会を開催。本年秋には三団体が協力し、当該テーマを取り上げたシンポジウムを計画しているところである。

10日 第2回正副会長会議

年度始めの理事会を開催するに際して、懸案事項、課題等を共有するべく、正副会長会議を開催。

10、11日 令和5年度第1回理事会

現在のメンバーにおいて最後となる理事会を招集。2年間の連合会会務に対する姿勢の集大成として6月の定時総会を迎えるべく、課題に対して議論を展開したところである。

11日 第2回監査会

理事会終了後、監査会において監査報告書を交付いただいた。監査意見を重く受け止めた上で、次期以降への土地家屋調査士制度発展につなげなければならない。

4月

19日

第1回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 令和5年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

19、20日

第1回常任理事会

＜審議事項＞

- 1 令和5年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 令和4年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 3 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則及び関係規則等の一部改正(案)について
- 5 研修管理システムの導入について
- 6 令和5年度事業方針大綱(案)及び同事業計画(案)について
- 7 令和5年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について
- 8 第80回定時総会提出議案について
- 9 顧問税理士の選任について

＜協議事項＞

- 1 日本土地家屋調査士会連合会共済会賠償責任保険規約の一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
- 3 ADR認定土地家屋調査士バッジの作成について
- 4 土地境界確定測量の用語の定義について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会研究所研究報告の取扱い(内規)(案)について
- 6 第80回定時総会の対応等について

20日

第1回監査会(会計監査・業務監査)

25日

第1回業務部会

＜協議事項＞

- 1 令和4年度業務部事業の執行について
- 2 令和4年度事業経過報告及び令和5年度事業計画(案)説明要旨について
- 3 次期役員への引継事項について
- 4 業務部会の開催日程について

27日

第1回研修部会

＜協議事項＞

- 1 研修の企画・運営・管理・実施
- 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

28日

第1回総務部会(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正(案)について

5月

10日

第1回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 令和5年度第1回理事会審議事項及び協議事項の対応について

10、11日

第1回理事会

＜審議事項＞

- 1 令和5年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則及び関係規則等の一部改正(案)について
- 4 令和4年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 5 研修管理システムの導入について
- 6 令和5年度事業方針大綱(案)及び同事業計画(案)について
- 7 令和5年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について
- 8 第80回定時総会提出議案について
- 9 日本土地家屋調査士会連合会研究所研究報告の取扱い(内規)(案)について

＜協議事項＞

- 1 日本土地家屋調査士会連合会共済会賠償責任保険規約の一部改正(案)等について
- 2 土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
- 3 ADR認定土地家屋調査士バッジの作成について
- 4 第80回定時総会の対応等について

11日

第2回会計監査



調査士カルテMap通信

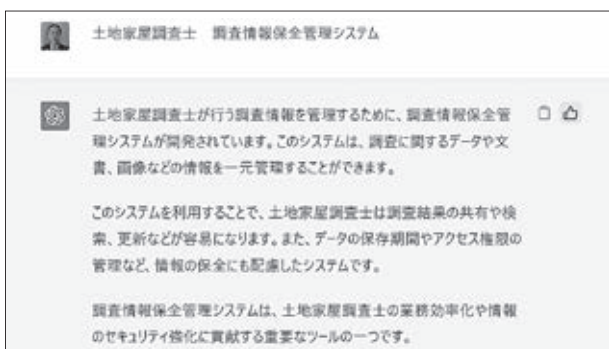
「ChatGPTに 調査士カルテMapについて聞いてみた」

秋田県土地家屋調査士会 古川 克巳

今、巷で話題のChatGPTに「調査士カルテMap」(土地家屋調査士調査情報保全管理システム)とは？と問いかけてみました。

ChatGPTの回答は、次のとおりです。

完全とは言えませんがChatGPT発表当時と比べるとかなりの進化を感じました。



「調査士カルテMap」は、土地家屋調査士業務に特化したWebシステムです。土地家屋調査士が業務上行う土地や建物に関する調査情報を管理するために、日本土地家屋調査士会連合会業務部が株式会社ゼンリンに依頼して作成しました。現在も、2か月に一回のペースで業務部が(株)ゼンリンの担当者と打合せを行い、システムの改善・改良に取り組んでいます。

このシステムでは、土地や建物の調査測量に関するデータ、文書・画像等の情報を一元管理することができます。また、現場の位置情報も地図上で管理することができるため、過去の資料へのアクセスが容易になります。そして、事件簿データを登録しておけば、エクセルで扱えるCSVデータとして書き出しができるため、事件簿や年計票の調製もスムーズです。

このシステムを今後もっとたくさんの調査士が利用することで、土地家屋調査士は調査結果の共有や検索が可能となり、登記につながらなかった調査情報や地積測量図には載らなかった測量成果などの貴重な情報の利活用が可能となります。

このことにより、土地家屋調査士は、将来的に筆界に関する情報の提供者となり、境界管理業務を受託できるようになると考えられます。

民法改正で境界管理が重要視され始めています。

誰が境界管理業務を担うのか調査士の出番ではないでしょうか。

もちろん、基本的な機能である住宅地図全国版の閲覧や、認証付きの印刷も大変便利で安心して利用できます。この内容でサブスク価格3,300円(税込)は、破格だと思うのですがなぜか利用者が2200名程度と伸び悩んでいます。一度利用を開始すると手放せなくなるため解約者は非常に少ないそうです。

なぜ利用しないのか、未利用者に聞いてみました。

- ・使用方法が分からない。
- ・自分で上げたデータに自信がない。
- ・サブスクへの抵抗感。
- ・個人情報保護や(株)ゼンリンのサーバーであることに関するセキュリティ対策に関する不安。

これらの意見に丁寧に答えていくことにより、利用者が増加することを願っています。

また、今後実装してほしい機能について聞いてみました。

- ・スマホやタブレットで利用できるようにしてほしい。
- ・旧住宅地図が閲覧できれば今すぐ導入したい。
- ・オープンデータ化された登記所備付地図を表示できるようにしてほしい。
- ・地理院地図や空中写真のレイヤー表示が欲しい。
- ・事件簿データの入力方法の改善。
- ・開示可能な調査情報の共有ページ上での利用。
- ・登記官にも利用してもらい情報共有ができればいい。

難しい要望も多く実現不可能のものもあるかもしれませんが、是非今後検討していただきたいと思います。

「調査士カルテMap」(土地家屋調査士調査情報保全管理システム)は、これ以外にも土地家屋調査士業務に特化したたくさんの便利な機能が盛り込まれています。

一度使ってみてください。お試しIDの発行等も行われています。

みんなでこのシステムを育てて土地家屋調査士の未来を明るくものにいきましょう。



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷！

地図上で事件簿
管理ができます！

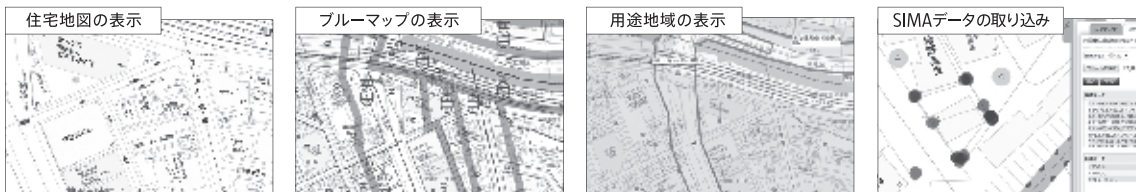
SIMA図示や
多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

地図機能について

「調査士カルテ Map」では、以下地図機能のご利用が可能です。



住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

よくあるご質問

Q 「調査士カルテ Map」を契約するための条件などがありますか？

A ご契約には土地家屋調査士の資格を有している必要があり、「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要です。

Q 「調査士カルテ Map」を利用するためにソフトウェアのインストールは必要ですか？

A サービス専用のソフトウェアをインストールする必要はありません。通常のインターネットで Web ページを閲覧するように、Web ブラウザを通して当サービス URL からご利用いただけます。

Q 登録できる情報はどのようなものがありますか？

A 登録できる情報は、大きく以下の4つに分類されます。

1. 調査基本情報 ……調査位置や地番、業務内容などの調査に関する基本的な情報
2. 事件簿情報 ……受託番号や金額などの事件簿に記載する情報
3. 調査ファイル情報 ……申請書や調査図面などのデータファイル
4. その他所有情報 ……登記所や自治体、申請者から受領した情報

(システム上ではチェックボックスで情報有無のみ登録)
※情報公開範囲について：登録情報の業務分類によって異なります。詳しくは連合会 HP「会員の広場」→「調査士カルテ Map」紹介ページをご確認ください。

Q セキュリティ面は問題ありませんか？

A 個人情報漏洩対策として、SSL 暗号化通信を利用しています。

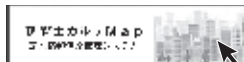
全国閲覧可 月額3,300円(税込)

お申し込み月の月末まで無料期間をご用意しております

無料で利用できる期間をご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の
こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
(E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

令和3～4年度研究所研究報告書について

日本土地家屋調査士会連合会研究所長 城戸崎 修

日本土地家屋調査士会連合会研究所(以下「研究所」という。)は、今期(令和3～4年度)の研究員・特任研究員(11人)による10テーマの各研究について、令和4年度の中間報告^(※1)を経て研究報告書として取りまとめを完了し、過日、日本土地家屋調査士会連合会研究所規則第8条に基づき連合会長へ提出いたしました。



今期の研究は、研究所が定める事業計画^(※2)に基づき前期(令和1～2年度)から引き続き土地家屋調査士業務と制度に対する現在及び将来への関わりを意識した研究に取り組み、実証活動や検証活動を行いましたが、各研究における具体的なテーマ設定、研究対象とする問題や課題の設定、論の展開、結論付けや提言等は、各研究員の独自性や自由な発想を尊重いたしました。

その結果として、今期も研究員から土地家屋調査士が対峙する様々な課題について多くの提言、示唆をいただき、意義ある報告として取りまとめることができました。

同報告書は、本誌が発行される頃には、日調連のウェブサイト「会員の広場」に公開^(※3)している予定ですが、本稿では各研究報告書のタイトルと研究員をテーマ別に以下のとおり紹介いたします。

同ウェブサイトから是非ご覧いただくとともに、土地家屋調査士及びこの業界の今後のあるべき姿、新しいビジネスモデルの実現や課題解決に向け、会員の皆様と共に考えるきっかけとなるものであれば

幸いです。

最後に、今期の研究に携わっていただいた全ての研究員、役員の皆様に、感謝を申し上げます。

研究テーマ1 「歴史的地図・資料の地域性に関する研究」

- (1) 「京都地域における歴史的地図・資料等について、土地家屋調査士業務に関連した考察、調査研究」

研究員 三田村 和幸(京都会)

- (2) 『府県地租改正紀要』を読み直す

研究員 近江 太郎(香川会)

研究テーマ2 「先端技術及びビジネスモデル等に関する研究」

- (3) 登記所備付地図作成地域におけるバックパック型MMS 精度検証及び高精度化手法の検討

研究員 本多 崇(東京会)

- (4) 最新技術でTSによる測量をどこまで補完できるかの検証

(フォトグラメトリ、3Dレーザースキャン、GNSSを用いた現場作業効率化を図る)

研究員 平泉 規(長野会)

- (5) 土地の整備と登記制度を活用したデジタル化に関する研究

研究員 那須 康治(広島会)

- (6) みちびき高精度測位と新たなビジネスモデルに関する研究

特任研究員 浅里 幸起

((一財)宇宙システム開発利用推進機構)

研究テーマ3 「不動産取引に関する研究」

- (7) 相続税申告手続きに関わる土地家屋調査士業務の研究

研究員 諏佐 愛蘭(千葉会)

- (8) 不動産取引と土地家屋調査士

研究員 伊藤 直樹(愛知会)

研究テーマ4 「地籍調査に関する研究」

(9) 地籍調査に関する研究(共同研究)

研究員 片岡聖佳(和歌山会)・古尾圭一(三重会)

(10) リモートセンシングによる地籍調査の効率化に係る研究

研究員 山中 匠(広島会)

※1 連合会会報令和4年10月号から令和5年1月号に連載

※2 (抜粋)

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

- (1) 土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究
- (2) 最新技術に関する研究
- (3) 土地家屋調査士業務に関する研究
- (4) 地籍調査に関する研究

※3 本研究報告書については、土地家屋調査士会員の利便に供することを目的としているため、当該研究報告書を研修教材、会議資料等として利用したい場合は、連合会事務局(研究所担当)まで連絡ください。
また、本研究報告書の内容等に係るお問合せは、直接当該研究員へお尋ねください。

ち ょ う さ し 俳 壇

第457回



「青葉木菟」

深谷 健吾

隠し湯の裸電球青葉木菟
生涯を黒子に徹し苔の花
中庭に荒鶴あそばせ鶴飼宿
神苑に生れて鹿の子は神の使者

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

暮れ涙ぐむ家路菜の花明りかな
牡丹の主役の庭となりにけり
手後れで散りゆく花を惜しみけり
亡き妻の日記の余白春灯し

茨城 中原ひそむ

菩提寺は無住寺となり枝垂れ梅
氣負ふこと何時しか失せて籐寝椅子
おぼろ夜や昨日の夢は妻の夢
来し方は思ひ出ばかり老いの夏

山形 柏屋 敏秋

家宝めく義父の愛した大躑躅
山裾の棚田の村や花日和
通学の子らを見送る花辛夷
目を覚まし犬が見上げる春の雲

兵庫 小林 昌三

入学に備へし靴は黒光り
献血のバスに人なし花盛り

岐阜 堀越 貞有

風の出で坂転げゆく落し文
夏萩や閉ざして久し登り窯

今月の作品から

深谷 健吾

牡丹の主役の庭になりにけり

島田 操

「ぼうたん」とは、夏の季語「牡丹」の傍題。
五月の初め大輪の花を咲かせ、その豪華さは
百花の王とされるが、寿命は短い。落花
も風情がある。花の色は白・紅・真紅・黄・
絞りなどさまざま。根は薬用になる。その
昔、田舎では邸内に野菜畑とお花畑がある
家が見受けられた。邸内の庭の一面に、大
変な手間と隙をかけて、丹精にして育て上
げた豊麗な牡丹の花が主役に。その光景を
活写した一句一章の見事な佳句である。

中原ひそむ

おぼろ夜や昨日の夢は妻の夢

「おぼろ夜」とは、春の季語「朧月」の傍題。
「おぼろ夜」とは、春の季語「朧月」の傍題。
朧にかすんだ春の月である。薄絹でも垂れ
たような、柔らかな、甘いかすんだ感じであ
る。古歌にもしばしば詠まれてきた。朧夜はそ
の月のある夜。朧夜月を略した語である。「何
時になつても夢に出てきます」と、奥様を亡
くされたからよく聞かれます。このことも
当然のことと理解できます。「忘れようにも、
忘れられない」との強い思いが、「昨日の夢」・
「妻の夢」のリフレインに。また、季語の「お
ぼろ夜」の幹旋もよく効いた佳句である。

柏屋 敏秋

通学の子らを見送る花辛夷

「辛夷」は、モクレン科の落葉高木の花。

高さ二十メートルにもなり、冬明け即ち春
到来の花。葉に先立つて芳香のある白い六
弁花をつける。「辛夷」の語源は、蕾が開く
直前の形が赤子の拳に似ていることからの
この名がついたと言われる。真つ青な空に
真つ白な辛夷の花が通学の子らを見送る光
景は、入学シーズンの春の到来の時期か。
「通学の子」と季語の「辛夷の花」の取り合せ
が妙の佳句である。

小林 昌三

献血のバスに人なし花盛り

「花盛り」とは、春の季語「花」の傍題。「花」
と言えば平安時代以降、桜の花をさすのが
一般的である。「桜ちららほら」「桜爛漫」「桜
ちらちら」と、桜の花の咲く時期は短い。
提句の眼目は、「花盛り」と「献血」との取り
合せである。花盛りの時期の所に献血のバ
スとは。明暗の対比に俳諧味を感じる佳句
である。

堀越 貞有

風の出で坂転げゆく落し文

「落し文」は、夏の季語。オトシブミ科の
甲虫は、櫟・檜などの広葉樹の葉を筒状に
巻いて巣を作り、卵を産み付け地上に落と
す。この地上に落ちた筒状の巻きを鶯の落
し文、時鳥の落し文と呼ぶ。風が出て来て
筒状の巻き葉が坂を転げ落ちる情況か。「落
し文」の季語の比喩法を用いて詠み込んだ
佳句である。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和5年4月3日付

東京	8284	河崎	貴謙
東京	8285	松永	勇矢
東京	8286	金子	雄太
東京	8287	池内	涼
神奈川	3205	島森	正和
神奈川	3206	田口	椋
埼玉	2777	島崎	仁嗣
埼玉	2778	本多	直樹
埼玉	2779	犬嶋	敏夫
埼玉	2780	高野	一治
茨城	1505	久松	秀幸
栃木	959	三村	和彦
静岡	1862	田光美	佐子
静岡	1863	大村	一斗
静岡	1864	久嶋	章弘
静岡	1865	大平	北斗
静岡	1866	坪内	基晃
山梨	425	權正	直哉
長野	2627	清水	宗治
長野	2628	北澤	周作
大阪	3435	竹元	葵
大阪	3436	水野	耕路
大阪	3437	小林	直樹
京都	935	水原	健介
京都	936	西原	徹
滋賀	476	岩渕	真希子
滋賀	477	高田	裕也
滋賀	478	鳥居	友希
愛知	3099	酒井	謙吾
愛知	3100	稲田	哲士
愛知	3101	佐久間	康
愛知	3102	小川	道昭
愛知	3103	石川	佳孝
三重	922	中条	昭仁
石川	692	大門	紀也
石川	693	我妻	龍佑
富山	551	濱西	大介
富山	552	京井	健二
広島	1934	松浦	雄三
広島	1935	伊藤	晶彦
広島	1936	水本	亜衣子
鳥取	483	桃実	孝啓
島根	519	伊藤	直也
福岡	2410	牛島	良太
佐賀	564	江島	敬将
大分	860	浦邊	典子

熊本	1240	湯前	亜沙子
熊本	1241	緒方	章太
熊本	1242	須頭	慶亮
熊本	1243	金光	一郎
鹿児島	1127	泉	孝幸
宮崎	825	壹岐	洋一
宮城	1079	白石	優輔
福島	1520	赤城	裕美
福島	1521	池田	和生
福島	1522	安部	正俊
福島	1523	田原	心也
札幌	1241	真山	奈津希
札幌	1242	福島	有也
旭川	308	森崎	学
釧路	362	神谷	芳昭
釧路	363	中田	裕一
高知	688	細木	文雄
愛媛	889	田中	康伸

令和5年4月10日付

東京	8288	伊藤	篤
神奈川	3207	宮島	勇来
埼玉	2781	成瀬	良貴
千葉	2266	鈴木	涼介
茨城	1506	坪松	明久
大阪	3439	上田	英之
大阪	3440	富島	大河
岐阜	1325	林	ゆかり
岡山	1427	坂本	大輔
鳥取	484	中島	隆義
鳥取	485	広戸	良周
沖縄	530	宮城	幹朋
福島	1524	本多	康弘
札幌	1243	田村	達也
札幌	1244	富岡	哲夫

令和5年4月20日付

東京	8289	栗原	昌彦
東京	8290	藤井	悠大
東京	8291	平出	麦
東京	8292	伊藤	達也
東京	8293	古川	哲也
神奈川	3208	大高	知聖
神奈川	3209	田坂	裕樹
千葉	2267	藤野	航平
茨城	1507	中川	政克
栃木	960	岩渕	里美
長野	2629	奈良井	宗幸
兵庫	2565	細川	世慈
愛知	3105	松井	孝文

岐阜	1326	高橋	厚士
広島	1937	岡野	誠吾
福岡	2411	中村	真琴
福岡	2412	新園	光次郎
福岡	2413	山本	洸次朗
福岡	2414	福島	玄大
大分	861	峯松	厚史
宮城	1080	菅野	康平
札幌	1245	高木	紀明
札幌	1246	近藤	悠

登録取消し者

令和4年8月18日付

神奈川 2576 島津 隆一

令和4年12月26日付

栃木 465 津久井一雄

令和5年1月18日付

福岡 1969 吉原 泰彦

令和5年1月24日付

神奈川 3101 小濱 吉弘

令和5年2月2日付

神奈川 1312 高木 四浪

令和5年2月21日付

岡山 1294 秋田 泰則

令和5年3月10日付

札幌 867 西尾 芳晴

令和5年3月11日付

新潟 1700 後藤 公造

札幌 972 宇井 一紀

令和5年3月17日付

札幌 1148 森田 博

令和5年3月20日付

静岡 914 望月 貞孝

令和5年3月21日付

広島 1717 大山 修司

令和5年4月3日付

東京 4901 藤井 孝司

東京 5697 菊池 千春

東京 6822 堺 浩一

茨城 857 鈴木 旭

茨城 1067 黒沢 恒夫

山梨	273	小澤源七老
新潟	1668	佐藤 英行
大阪	1952	藤田 恭一
奈良	169	小川 隆興
三重	620	藤本 幸也
石川	288	八木 史郎
広島	1503	新金 誓昌
福岡	1228	青柳 秀美
熊本	1177	松中 信也
宮城	995	丹野 亮一
福島	1204	永山 徹
福島	1349	小島 幸二
山形	982	米野 斉巳
徳島	323	枝元 雄

令和5年4月10日付

東京	5181	山本 勝美
東京	5509	伊藤 保
東京	5559	岡田 伸六
東京	6790	清野伊勢吉
埼玉	1499	藤野 欣也
千葉	1684	高木 清一
千葉	1741	林 力
千葉	1971	渡邊 実
栃木	512	川村 明
栃木	680	津田 達也
栃木	850	永岡 重信
群馬	866	長谷川 浩
静岡	1019	土屋 博計
静岡	1193	阿部 正善
静岡	1301	池上 孝平
静岡	1309	鈴木 克己
静岡	1354	三宅 正巳
長野	1943	原 秀一
長野	2016	筒井 壽清
長野	2156	田中 光明
長野	2468	西山登美男
新潟	1999	桑原 清一
大阪	547	山中 清
大阪	1858	升谷 孝之
大阪	1904	館山 豊藏
大阪	2080	小島 昌彦
京都	751	片山 祥司
兵庫	1482	吉岡 利男
兵庫	2089	日指 旭
兵庫	2294	植本 克己
愛知	1655	堀井 光
愛知	1717	浅井 秀士
愛知	1726	齋藤 充克
愛知	2354	藤原貴美男
三重	499	櫛原 久生
三重	589	高田 公隆
三重	891	中村 方信
岐阜	1170	奥田 健治
福岡	1309	平尾 健次

福岡	1480	西島 英治
福岡	1536	八尋 義昭
福岡	2119	川崎 聡
長崎	464	丸田 紘己
長崎	473	座間 義人
鹿児島	717	福元 悦人
岩手	859	高野 久光
岩手	1012	小川 博正
岩手	1046	小山 守雄
秋田	957	杉山 重夫
札幌	854	嵯峨 俊博
札幌	866	宮谷 強
札幌	968	西田 政道
旭川	198	高橋 聡史
釧路	263	市村 正元
釧路	300	正垣喜美子
香川	425	石川 潤
香川	500	向井 靖憲
香川	653	細谷 照次
香川	724	松田 直樹

令和5年4月20日付

東京	7166	塩成 幸雄
静岡	930	芝田 米藏
大阪	3370	赤瀬 丈晴
兵庫	1374	小林 義紀
兵庫	1614	加古 照雄
兵庫	1742	阪下 裕一
兵庫	2423	内海 潤一
愛知	1776	潮田 保
岐阜	531	板屋 昭
富山	327	高田 昌明
富山	336	高野 國範
富山	516	高橋 僚
大分	757	伊藤 武彦
鹿児島	698	吉水 宗和
福島	1143	鈴木 重利
福島	1195	畠山 勝
福島	1225	西内 秀一
福島	1454	濱名 康勝
香川	485	大塚 昭男

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和5年4月3日付

東京	8200	山川 武志
大阪	3436	水野 耕路
愛知	3052	塚本 兼之
愛知	3053	石崎 洋昭
愛知	3057	三浦 祐紀
愛知	3077	上原 清登
広島	1917	山崎 宏樹
広島	1926	岡村太一郎

広島	1932	岩崎 俊則
福岡	2226	国崎 行宏
福岡	2375	中島 義博
埼玉	2699	横山 正志
埼玉	2718	仲田 幸雄
埼玉	2725	松永 聖矢
埼玉	2764	田村 晃一
大分	857	野添 浩
熊本	1223	宮本 広
鹿児島	967	南 明人
宮城	1061	若山 暖
宮城	1067	竹中 直樹
福島	1509	矢田部靖國
福島	1511	渡辺 隆司
福島	1515	和田 賢治
岩手	1182	藤村 慶太
静岡	1826	橋爪 寛史
静岡	1859	岩澤 聖大

令和5年4月10日付

大阪	2391	赤塚智恵子
大阪	3398	北田 崇
岡山	1416	有高 幹晴
鳥取	485	広戸 良周
福岡	2293	大庭 伊織
福岡	2303	茶山 隆之
福岡	2354	高崎 聖
埼玉	2684	山田 篤
埼玉	2742	高嶋 秀人
埼玉	2748	岡安 俊憲
埼玉	2760	深井 三男
千葉	2266	鈴木 涼介
高知	687	三田 旺璃
群馬	1087	近田 元輝
群馬	1092	今井 孝明
群馬	980	田村 季之
静岡	1817	岩井 敬太
静岡	1825	松島 和重

令和5年4月20日付

東京	8129	平林 由佳
東京	8230	吉田 史郎
滋賀	468	小前 陽平
愛知	2841	小関 直人
三重	909	有竹 良太
神奈川	3180	橋本 健
神奈川	3200	亀山 健
神奈川	3202	筒井 翼
福岡	2373	長野 照平
岩手	1168	板屋 順治
札幌	1226	吉川 貴行
栃木	937	清水 理
群馬	1079	島田 博之
静岡	1846	榛葉 岳洋
静岡	1852	藤田 大貴

令和5年 春の叙勲・黄綬褒章

おめでとございます。

旭日双光章

西森

裕保

(高知県土地家屋調査士会)

昭和56年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
高知会理事、同副会長、同会長を歴任
令和2年法務大臣表彰等、70歳

黄綬褒章

谷口

正美

(鹿児島県土地家屋調査士会)

平成4年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴30年
鹿児島会常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成29年法務大臣表彰等、69歳

黄綬褒章

千葉

三郎

(宮城県土地家屋調査士会)

昭和56年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
宮城県理事、同常任理事、同副会長を歴任
令和4年法務大臣表彰等、74歳

長年のご功勞に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます

黄綬褒章

沢

弘幸

(滋賀県土地家屋調査士会)

昭和62年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴35年
滋賀会常任理事、同副会長、同会長を歴任
令和4年法務大臣表彰等、70歳

黄綬褒章

吉原

敏紀

(群馬県土地家屋調査士会)

昭和61年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年
群馬会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成22年法務大臣表彰等、72歳

※受章者の年令・歴は、令和5年4月29日
発令日現在です。

お知らせ

土地家屋調査士2024年オリジナルカレンダー

日本城郭絵図

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で24回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」が下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料＝梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
 ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
 ・離島は別途。 ・消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 580円	1本 760円	1本 760円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申 込 締 切	2023年8月31日(木)		
納 品 予 定	2023年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申込み
締 切 り2023年
8月31日(木)

お 申 込 み に あ た っ て

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
 ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
 A) シンボルマークのみ入り
 B) 調査士会名入り
 C) 調査士会名+個人事務所名入り
 ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。

- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
 ●商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
 ●商品は2023年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および発送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
 ●送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金

右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,500円	1,800円	3,300円

※ 運輸会社の料金値上げに伴い、送料を改定しました。

ご注文は

FAX:06-6467-8949

大毎広告株式会社 TEL 06-6467-8948

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル7階 カレンダー担当/大森良太・松本奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。

FAX:06-6467-8949

■ご注文本数 ※原材料高騰に伴い、本体価格を改定しました。

A) シンボルマークのみ	B) 調査士会名入り(50本以上)	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上)
1本 580円 本	1本 760円 本	1本 760円 本

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

■ネーム

2023年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。
 その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は
 下欄にご記入ください。

肩書 (20字以内)	
事務所名 (15字以内)	TEL () -
住所 〒	FAX () -
E-mail	調査士会名

■以上のとおり申込みます。

2023年

月

日

お名前(または事務所名)

印

ご連絡先

TEL () -

FAX () -

カレンダーお届け先

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

〒

受付欄

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。
 また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

広報委員会の活動報告

令和4年度における全公連の活動報告をこの機会に行わせていただきます。

全公連においては、現在の榊原会長就任の6年前から、加盟協会同士の情報提供の手段として「全公連だより」を年間3回発刊させていただいており、令和4年度は、令和4年5月にVol.14を、令和4年9月にVol.15、令和5年1月にVol.16をそれぞれ発刊しており、全公連から加盟協会に、そして加盟協会から各社員宛てに配布させていただいております。

令和4年度は新しい取組として、全公連理事の所属する都道府県の中から紹介したいお役所を紹介する「お役所百景」及び、株式会社コノエさんの御協力を得て「便利グッズ」の情報提供を兼ねて、従来掲載していた「知トク情報」の記事を更に充実いたしました。

その他、全公連学術顧問の上智大学の楠茂樹教授、全公連顧問の寶金敏明弁護士の両先生には毎回ご執筆をお願いしてコラムを掲載しております。

の検索機能等を従来よりも行いやすくいたしました。



また、2年に一度発刊している官公庁向けの冊子「公嘱協会」3号の発刊及び協会の業務を説明したパンフレットを作成し、新年度に加盟協会が官公庁への挨拶廻りを行うときのツールとして利用いただくための支援をさせていただきました。



全公連だより Vol.16 令和5年1月号 目次	
1. 本誌について	2
2. 各地の風景 (お役所百景)	4
3. 便利グッズ (お役所百景)	10
4. 知トク情報 (お役所百景)	12
5. 公嘱協会	14
6. 公嘱協会への声	16
7. 公嘱協会への声	18
8. 公嘱協会への声	20
9. 公嘱協会への声	22
10. 公嘱協会への声	24
11. 公嘱協会への声	26
12. 公嘱協会への声	28



全公連のホームページのリニューアルを行い、官公庁の職員さんに「公共嘱託登記」の内容や加盟協会へ

(全公連理事・広報委員長 熊谷直樹)



会議経過

4月6日	第1回役員選考委員会(web開催)	6月1日	第2回理事会(東京開催)
4月10日	第1回監査会(東京開催)	6月1日	第38回定時総会(ホテルメトロポリタンエドモント開催)
4月11日	第1回理事会(東京開催)	6月2日	第1回研修会(ホテルメトロポリタンエドモント開催)
5月1日	三団体打合せ【狭あいシンポジウム開催に向けての事前打合せ】(東京開催)	6月2日	第3回理事会(東京開催)
5月18日	第1回正副会長会議(東京開催)		

日調連 主な発信文書

4月16日～5月15日

入手につきましては直接所属の土地家屋調査士会へお問い合わせください。

4月

- 19日 財産管理人養成講座の受講状況について(お知らせ)
- 20日 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱い等に関する民事局長通達の一部差し替えについて(お願い)
- 20日 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について(参考送付)
- 20日 会員において発生した情報セキュリティインシデント情報共有について(依頼)
- 24日 経済構造実態調査の事前周知について(お知らせ)
- 25日 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査の結果について(参考送付)
- 26日 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)(参考送付)
- 27日 第38回写真コンクールの作品募集の期日及び更なる周知について(お願い)

- 28日 人権擁護委員適任者に関する人材情報の提供について(お願い)
- 28日 図書「土地家屋調査士法令集」β版の送付について
- 28日 書籍のあっせんについて
- 28日 相続登記の義務化リーフレットの掲載について(お知らせ)

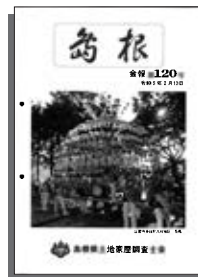
5月

- 9日 日本土地家屋調査士会連合会会報「土地家屋調査士」へのご寄稿方について(全国の会長紹介)
- 11日 第18回土地家屋調査士特別研修の受講料の集金について(お願い)
- 11日 令和5年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について(通知)
- 11日 第80回定時総会議事録の送付における希望部数の聴取について
- 12日 民事月報購読申込みのご案内(お知らせ)
- 15日 第80回定時総会の開催について(通知)
- 15日 土地家屋調査士会賠償責任保険事故処理委員会についての今後方針について(連絡)

島根会

「わが町の特産品」

松江支部 山本 和良

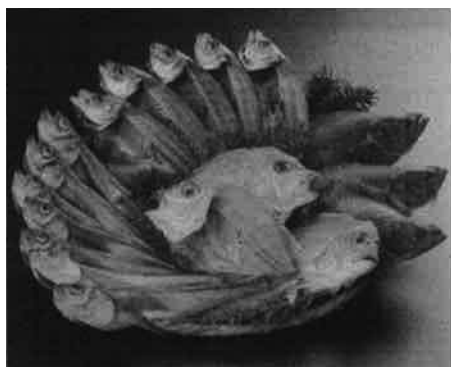


『島根』第120号

私の事務所は松江市鹿島町恵曇に有ります。恵曇は港町ですので、特産品といえば日本海の荒波が育んだ海の恵の魚介類、近くには古浦の浜海水浴場もありそこから見

る夕日など自然の恵が沢山あります。特産品の写真どうです、美味しそうですね。皆、恵曇、古浦の各商店で作られたものばかりです。魚釣り、海水浴に来られた際

には、商店に立寄って恵曇の日本海の恵の味を堪能してみてもいいですか。



地元人気が高い開きアジ、エテカレイ、ハタハタ、レンコ鯛のセット。鮮度の良い魚を干物にしているので旨味がぎゅっと詰まっています。



サバと塩だけで作った燻製。スモークの香りと、とろけるような食感で酒のアテにピッタリです。リピーターも多い人気商品だとか。



イカの王様と言われる白イカの一晩干しが含まれた干物セット。自身で楽しむのはもちろん、贈答品としてもおすすめです。



加工品も様々な種類があります。炊くだけ、混ぜるだけ、のせるだけで簡単に贅沢なご飯が作れるセットは忙しい調査士の皆様の味方。食卓に取り入れてみてはいかがでしょうか。

「わが町お店紹介」

益田支部 田原 義規

益田市柏原町というのどかな所にある「タケダ猪精肉店」というお店があります。店主の腕が良いようで臭みもなくおいしいお肉をい

ただきました。

行くだけでも肉の話や料理の話が聞けて楽しいですよ。ホームページもありますので、検索して

一度足を運んでみてはいかがでしょう。



佐賀会

「胃カメラ」

鳥栖支部 東島 和宏



『さが』第61号

今年生まれてはじめて内視鏡検査をしました。長年胃痛に悩まされてきましたが、これを理由に病院へ通ったことはありませんでした。胃痛の理由はたぶん酒の飲み過ぎだからです。

酒を飲む。胃が痛くなる。2、3日酒を飲まない。症状が改善して酒を飲む。また痛くなる。この繰り返しで生活していました。これでなんとかなっていました。たまにインターネットで『胃痛』と検索して記事を読んだりして、恐怖心から1週間ぐらい酒を飲まなかったりもしましたが、忘れるとまた酒を飲んでいました。

いいかげん嫌になってきたのと、酒が飲めなくなる病気だったら困ると思い、今年病院へ行くことにしました。病院へ行くと先生からいろいろ質問されます。

「今日はどうしたの?」「みぞおちが痛いです」「いつから痛いの?」「7、8年くらい前からです」「内視鏡検査したことは?」「ありません」「健康診断は?」「3、4年前が最後ですかね」「ほかに症状は?」「最近背中も痛くなってきました」「全部検査しようか」「僕もそう思っていました!」

そうと決まればさっさと検査です。その日に採血して次の日には内視鏡検査、超音波検査など行いました。「検査結果は1週間後だから、また来て。薬飲んでいてね」

検査結果はたいしたことありませんでした。酒飲みが気になる数値も正常でした。治らない病気でもありませんでした。

「まだ痛い?」「痛くないです」「そうやろう。通常の8倍くらい強い薬やったからね」「もう薬いら

ないです」「まだ飲んでたほうがいいよ」「弱いやつください」

それから何か月か経ちますが、なんともありません。7、8年も胃が痛かったのに、薬を3日飲んだだけで治りました。あんなに痛かったのにあっけないです。薬凄すぎです。内視鏡検査に上手い下手があるのかは知りませんが、全く苦しくありませんでした。病院に感謝です。リピ確定です。

ただ良いことばかりでもありませんでした。おかげで休肝日が無くなりました。とにかく酒がうまいです。酒を飲んでもみぞおちはしみません。ストレスフリーです。ご飯も美味しいです。病院に行く前のだましだまし酒を飲んでいたほうが確実に健康だったと思います。しかしこればかりは仕方ないことです。今日も飲みます。

2022年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2022年4月号(No.783)

}

2023年3月号(No.794)

■制度

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2022. 4	783	令和3年度土地家屋調査士試験の結果について

■論考

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2022. 5～8・11 ～ 2023. 1	784 ～ 787, 790 ～ 792	「民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に与える影響」について①～⑦
	2022. 9・10	788, 789	改正民法・不動産登記法における境界の調査・測量と土地家屋調査士の役割Ⅰ・Ⅱ

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2022. 4	783	令和3年度 第2回全国会長会議
	2022. 8	787	第79回定時総会
	2022.12	791	令和4年度 第1回全国会長会議
	2023. 3	794	令和4年度 第2回全国会長会議
財務部	2023. 1	792	大規模災害対策基金状況
研修部	2022. 9	788	令和4年度土地家屋調査士新人研修
広報部	2022. 4	783	土地家屋調査士試験の受験体験記
	2022. 5・9	784, 788	令和3年度土地家屋調査士本試験問題(午後の部) ～ part2.3 ～
	2022. 10・11	789, 790	第13回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告 その1・その2
社会事業部	2022. 5	784	eラーニングコンテンツを作成しました！
研究所	2022.10 ～ 2023. 1	789 ～ 792	令和3年～4年度 研究所研究中間報告 研究テーマ1.2.3.4

土地家屋調査士会	2022. 9	788	第15回つくば国際ウオーキング大会
	2022.12	791	「地籍シンポジウム in 滋賀 2022」開催報告
	2023. 1	792	第35回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ京都大会
	2023. 2	793	航空法改正とドローン・土地家屋調査士業務の関わり
外部団体事業	2022. 6	785	地籍問題研究会 第31回定例研究会概要報告
	2022.11	790	地籍問題研究会 第32回定例研究会概要報告
	2022. 3	794	地籍問題研究会 第33回定例研究会概要報告

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
土地家屋調査士会 ブロック協議会	2022. 6	785	「大河への道」原作者 立川志の輔さんインタビュー
	2022. 7	786	土地家屋調査士受験・開業ガイダンス
	2022.10	789	第22回 あいち境界シンポジウム 住まい みち みらい
	2022.12	791	地券発行(明治5年) 150周年特別講演会「現代社会が直面する相続問題」
	2023. 1	792	立命館大学寄附講座成績優秀者表彰式に参加して
	2023. 2	793	土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム～鹿児島会～
	2023. 2	793	中国四国ブロック協議会合同研修会
広報部	2022.10	789	「第10回しずおか境界シンポジウム」を訪ねて
	2023. 1	792	2023年、幸運の訪れる事務所
外部団体事業	2022. 9	788	測量・地理空間情報イノベーション大会2022
	2022. 9	788	第4回建設・測量生産性向上展(CSPI-EXPO2022)
	2023. 2	793	日本登記法学会 第7回研究大会
	2023. 3	794	G空間EXPO 2022

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2022.12	791	令和4年を振り返って
	2023. 1	792	新年の挨拶／新年のご挨拶
法務省	2023. 1	792	新年の挨拶／新年の御挨拶

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2022. 4～12, 2023. 2・3	783 ～ 791, 793, 794	日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテ Map
	2022. 8	787	「土地家屋調査士白書2022」発刊のお知らせ
財務部	2022. 7	786	第35回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会 IN KYOTO 開催案内
研修部	2022. 5	784	eラーニングコンテンツ公開のお知らせ
	2022. 5・9	784, 788	土地家屋調査士新人研修修了者
	2022.12 ～ 2023. 2	791 ～ 793	ADR 民間紛争解決手続代理関係業務法務大臣認定土地家屋調査士になろう！
広報部	2022. 4	783	日調連ウェブサイト更新情報
	2022. 7・11	786, 790	補助者の皆様へ 厚生労働省 教育訓練給付制度のご紹介 ～ Part2.3 ～
法務省	2022. 7	786	第72回「社会を明るくする運動」 「#生きづらさを生きていく。」をさらに一歩先へ。
	2023. 3	794	インボイス制度が始まります！
	2023. 3	794	インボイス制度、支援措置があるって本当？
人 事	2022. 5	784	人事異動 法務局・地方法務局
叙 勲・ 黄 綬	2022. 6	785	令和4年 春の叙勲・黄綬褒章
	2022.12	791	令和4年 秋の叙勲・黄綬褒章
外部団体事業	2022.10	789	日本登記法学会 第7回研究大会開催のご案内

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2022. 7・12	786, 791	令和5年度 明海大学不動産学部総合型選抜(企業推薦)のご案内
財務部	2022. 4	783	第37回写真コンクールインターネット投票
	2023. 3	794	第37回写真コンクール作品募集
広報部	2022. 7	786	～連合会長とリモートで話そう！～ 改め「伊予の潤喫茶、マスターと語ろう」参加者募集

共済会	2022.8・9・10	787 ～ 789	土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスクその時お役に立ちます！
	2022.7	786	土地家屋調査士賠償責任保険募集中
	2022.4・5・6	783 ～ 785	団体総合生活補償保険
	2022. 11・12	790, 791	土地家屋調査士賠償責任保険ご加入のすすめ
	2023. 1・2・3	792 ～ 794	SDGsで未来を照らす—社会課題の解決に向けたSDGs取組—
	2022. 8・9, 2023. 1・2	787, 788, 792, 793	国民年金基金

■幹旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2022. 5・8	784, 787	土地家屋調査士2023年オリジナルカレンダー

■その他

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2022. 4	783	追悼(國吉名誉会長)
広報部	2022. 5・7・11, 2023.1	784, 786, 790, 792	クロスワードパズル2022・2023その1,2,3,4

■レギュラーコーナー

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

掲載号	号数	区分、見出し
2022. 4	783	第81回 「資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方」及び「専門的職業人材への独占禁止法適用問題」についてⅠ
2022. 5	784	第82回 「資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方」及び「専門的職業人材への独占禁止法適用問題」についてⅡ
2022. 6	785	第83回 「資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方」及び「専門的職業人材への独占禁止法適用問題」についてⅢ

2022. 6	785	第84回 GNSS測定の最新情報とDX業務への活用
2022. 7	786	第85回 「資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方」及び「専門的職業人材への独占禁止法適用問題」についてⅣ
2022. 7	786	第86回 働き方改革と土地家屋調査士
2023. 2	793	第87回 改正個人情報保護法と土地家屋調査士業務
2023. 3	794	第88回 令和5年のものづくり補助金申請のポイントはデジタル化

自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

掲載号	号数	区分、見出し
2022. 5	784	静岡県熱海市 伊豆山土砂災害(静岡会)

土地家屋調査士の社会貢献活動 寄附講座・出前授業

掲載号	号数	区分、見出し
2022. 4	783	高知県立宿毛工業高等学校の出前授業

続 !! 愛しき我が会、我が地元

掲載号	号数	区分、見出し
2022. 4	783	Vol.98 (長野会、宮崎会)
2022. 5	784	Vol.99 (岐阜会、鹿児島会)
2022. 6	785	Vol.100 (静岡会、沖縄会)

続続 !! 愛しき我が会、我が地元

掲載号	号数	区分、見出し
2022. 7	786	Vol.101 (岡山市、釧路会)
2022. 8	787	Vol.102 (徳島会、旭川会)
2022. 9	788	Vol.103 (香川会、函館会)
2022.10	789	Vol.104 (愛媛会、札幌会)
2022.11	790	Vol.105 (高知会、青森会)
2022.12	791	Vol.106 (長崎会、岩手会)
2023. 1	792	Vol.107 (宮城会、奈良会)
2023. 2	793	Vol.108 (和歌山会、秋田会)
2023. 3	794	Vol.109 (鳥取会、山形会)

ネットワーク 50

掲載号	号数	区分、見出し
2022. 5	784	函館会
2022. 6	785	青森会

2022. 7	786	高知会
2022. 8	787	京都会
2022. 9	788	兵庫会
2022.12	791	鹿児島会、大阪会
2023. 1	792	兵庫会
2023. 2	793	東京会

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2022. 5	784	公嘱協会情報vol.155
2022. 7	786	公嘱協会情報vol.156
2022. 9	788	公嘱協会情報vol.157
2022.11	790	公嘱協会情報vol.158
2023. 1	792	公嘱協会情報vol.159
2023. 3	794	公嘱協会情報vol.160

「地名散歩」

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

掲載号	号数	区分、見出し
2022. 4	783	第121回 なさそうで意外にある「旧」つき地名
2022. 5	784	第122回 「キエフ」から「キーウ」へウクライナの首都名表記
2022. 6	785	第123回 銀貨鑄造所に由来する銀座一金属の地名
2022. 7	786	第124回 歌と踊りの地名
2022. 8	787	第125回 包丁、ノコギリ、カンナ、ハサミ…道具の地名
2022. 9	788	第126回 分水と水分……分ける地名、分かれる地名
2022.10	789	第127回 北陸に多い開発という地名
2022.11	790	第128回 ノ・の・之…がつく地名
2022.12	791	第129回 が・ガ・ケ・ヶ…「が」のつく地名
2023. 1	792	第130回 何を囲んでいたのか…囲む地名
2023. 2	793	第131回 通り、道、筋、大路、小路、街道…通りあれこれ
2023. 3	794	第132回 大阪と大坂、塩竈と塩釜…地名表記の揺れ

調査士カルテ Map 通信

掲載号	号数	区分、見出し
2022. 6	785	「調査士カルテ Map」会員増強の取組
2022. 9	788	調査士カルテ Map を利用した境界管理業務
2023. 2	793	調査士カルテ Map に関する統計データ
2023. 3	794	調査士カルテ Map で経費削減

全国土地家屋調査士政治連盟

掲載号	号数	区分、見出し
2022. 6	785	全国土地家屋調査士政治連盟「第22回定時大会」
2022.10	789	土地家屋調査士試験受験者の減少について
2023. 2	793	新たに明記された使命と地方自治

連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信(会長レポート)

全号にわたり掲載

会務日誌

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇

選者 深谷 健吾

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

主な発信文書

掲載号	号数	区分、見出し
2023. 2	793	主な発信文書
2023. 3	794	主な発信文書

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2022. 6	785	2021年度「土地家屋調査士」掲載索引

【電子決済】

連合会での会務はそろそろ終盤を迎えていますが、今更ながらスマートフォンにSuicaを導入しました。地元では電車を利用する機会はほとんどなく、利用するとしてもローカル線のためSuicaは利用できません。なのに連合会で会務がある度に「まだ切符買ってるの?」と冷やかされ、「次に来るときは使ってるよ。」と言いながら二期4年弱たっていました。機械音痴というわけではありませんが、たまに新幹線に乗るだけなので、新しい事を取り入れるのが面倒でした。しかし、導入してみるとこれは便利。オンラインで新幹線のチケットを購入しICカードに登録しておけば改札をスマートフォン一つで通れるのです。さらに、スーパーやコンビニで買い物ができ、自動販売機でも小銭を入れなくても飲み物が買えます。これをきっかけに他のスマートフォン決済アプリも使うようになりました。ほとんどのお店でスマートフォンを差し出すだけで支払いができて本当に便利です。もっと早く導

入すればよかったと思いました。土地家屋調査士業務においてもドローンや地上3Dレーザースキャナーなどの最新技術が取り入れられています。今を満足するのではなく、構えずに取りあえず使ってみるといった気持ちが大切なのではないかと思いました。

さて、今月号の「事務所運営に必要な知識」に、石川会で元連合会副会長の大星正嗣先生からご紹介いただき、日本行政書士会連合会理事であり山口県行政書士会の杉山久美子会長から「遊休農地を荒廃農地にしないために―土地家屋調査士の方との連携―」について執筆いただきました。特に地方では、土地の価値観が低くなっているように感じ、適切に管理されていないことが原因で、所有者不明土地の増加を招いているように思えます。本年4月に相続土地国庫帰属法が施行され、令和6年には相続登記が義務化されますが、士業同士が連携し土地の有効利用を考えることが一つの解決策になるのではないのでしょうか。

広報部次長 久保 智則(長野会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社